

鶴岡市告示第270号

令和7年度鶴岡市新規創業等支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

鶴岡市長 皆川 治

令和7年度鶴岡市新規創業等支援補助金交付要綱

1 目的及び交付

市長は、本市産業の振興を図るため、経営知識を習得し、意欲的に事業を開始する新規創業者等に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、開業届の提出又は法人登録を行うことをいう。
- (2) 新規創業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、創業の手続を行ったものをいう。
- (3) 創業日 開業届出書で開業のあった日として届出した日又は法人登記を申請した日をいう。
- (4) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条に規定する創業支援等事業計画に定める事業をいう。
- (5) バイオサイエンス技術を事業化する法人 バイオサイエンス分野における、市内の工業高等専門学校、大学又は大学院が関わった研究シーズを事業化する者により設立された法人をいう。
- (6) 高度なデジタル技術を事業化する法人 ビッグデータ、IoT、AI、ロボット等を提供し、又はこれらにより生み出された新しいサービスを提供する法人をいう。
- (7) 事業承継等 既存事業の経営者から経営資源を引き継いで行う創業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 創業する者が経営者の親族（3親等以内の者に限る。以下同じ。）又は法人の役員その他経営に携わる者の場合にあつては、新分野展開、事業転換、業種転換その他主たる事業を大きく変更する取組を実施するもの
 - イ 創業する者が経営者の親族又は法人の役員等経営に携わる者以外の者の場合にあつては、事業拡大、生産性向上その他新規取組を実施するもの
- (8) 事業構想等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 鶴岡信用金庫が実施する「若手経営者塾」を卒塾した者が、「若手経営者塾」を通じて作成した新規事業計画をいう。
 - イ 鶴岡イノベーションプログラム実行委員会が実施する「鶴岡イノベーションプログラム」で主体となった者が、事業構想発表会で発表した事業構想をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれかに該当するものであって、当該事業を単独で継続することが可能であるものとする。ただし、過年度に鶴岡市新規創業促進助成金（以下「助成金」という。）

の交付を受けたものは、過年度に交付を受けた助成金事業と同一又は類似事業で補助金の交付を申請することができない。

(1) 個人事業主にあつては、交付申請時に本市に住民登録を行っているもののうち、次のいずれかに該当する者

ア 令和6年4月1日以後に市内で創業した特定創業支援等事業を受けた者であつて、令和8年2月28日までに事業開始が確実であるもの

イ 県外で創業し、令和3年4月1日以後に県外から市内に移住した者であつて、鶴岡市創業支援等事業計画に定める創業支援機関と連携した上で、令和6年4月1日から令和8年2月28日までの間に市内で新たに事業所を開設した者

ウ 事業承継等を行う譲受側の者で、令和6年4月1日以後に事業承継手続を開始し、令和8年2月28日までに手続を終了することが確実であるもの

エ 創業日が令和3年4月1日以後の事業構想等の事業化に取り組むもの

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 市内に主たる事業所を置き、特定創業支援等事業を受けた者を代表者とするもののうち、令和6年4月1日以後に設立され、令和8年2月28日までに事業開始が確実であるもの

イ 事業承継等を行う譲受側の者で、令和6年4月1日以後に事業承継手続を開始し、令和8年2月28日までに手続を終了することが確実であるもの

ウ 創業日が令和3年4月1日以後の事業構想等の事業化に取り組むもの

エ 事業構想等の事業化に取り組むものであつて、令和6年4月1日から令和8年2月28日までの間に市内で新たに法人登録を行うことが確実であるもの

4 補助対象経費

補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創業又は事業化に要した経費（国、県、市その他の団体から他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助対象経費を除く。）のうち、次に掲げるものとする。ただし、令和6年4月1日から令和8年2月28日までの間に発生し、及び支払を完了したものであつて、かつ、最も早い補助対象経費の発生日から1年以内に発生したものに限る。

(1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る費用（法人登記に係る登録免許税相当額にあつては、株式会社は7万5000円、合同会社は3万円を上限とする。）

(2) 店舗等借入料（契約の初月から3月分を上限とする。）

(3) 固定電話・インターネット通信費及びキャッシュレス決済導入に係る費用（契約の初月から3月分を上限とする。）

(4) リース料（契約の初月から3月分を上限とする。）

(5) 事業に専用に利用する工具器具、備品及び特定業務用ソフトウェア購入費であつて1組の税込み価格が2万円以上10万円未満のもの。ただし、汎用性の高い物品を除く。

(6) 広告宣伝費

(7) 店舗等リフォームに係る工事費

(8) クラウドファンディング運営事業者に対する利用手数料（20万円を上限とする。）

(9) 事業に専用に利用する機械設備費であつて税込み価格が10万円以上のもの。ただし、汎用性の高い機械設備を除くものとし、補助対象経費総額の2分の1を上限とする。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額の4分の3以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、個人事業主にあつては30万円、法人にあつては50万

円を上限とする。ただし、バイオサイエンス技術を事業化する法人又は高度なデジタル技術を事業化する法人で、従業員を1名以上雇用するものにあつては、100万円を上限とし、事業構想等の事業化に取り組むものは、個人事業主にあつては50万円、法人にあつては100万円を上限とする。

6 交付申請

交付申請書の提出期限は、令和8年1月31日とし、添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業概要書（様式第1号）
- (2) 市税納付状況の照会に係る届出
- (3) その他市長が必要と認める書類

7 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

8 実績報告書

規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日又は令和8年2月28日のいずれか早い日とする。

9 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（単価が50万円以上のものに限る。）について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を超過した場合は、この限りでない。

10 財産の処分の承認

補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、補助事業取得財産の処分承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該財産を処分することにより補助事業者収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

11 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

事業概要書

1. 申請者情報

補助対象者要件	個人 <input type="checkbox"/> 1 新規創業者 <input type="checkbox"/> 2 市内移住者 <input type="checkbox"/> 3 事業承継する譲受手 <input type="checkbox"/> 4 事業構想等事業化	法人 <input type="checkbox"/> 5 新規創業者 <input type="checkbox"/> 6 事業承継する譲受手 <input type="checkbox"/> 7 事業構想等事業化
ふりがな氏名	生年月日	年 月 日（満 歳）
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他
住所	〒	
連絡先	TEL :	E-mail :
創業前の職業	<input type="checkbox"/> 1 会社役員 <input type="checkbox"/> 2 会社員 <input type="checkbox"/> 3 専業主婦・主夫 <input type="checkbox"/> 4 パートタイマー・アルバイト <input type="checkbox"/> 5 学生 <input type="checkbox"/> 6 その他（ ）	

2. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

支援事業者情報	創業支援事業者	
	担当者役職・氏名	
区分	特定創業支援等事業名	期間又は受講・相談日（相談時間）
経営		
財務		
人材育成		
販路開拓		

※ 産業競争力強化法施行規則（平成26年度経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書を添付する場合は記載不要

※ 市内移住者は支援事業者情報のみの記載で可。事業承継する譲受手は記載不要

3. 事業所情報

事業所名			
事業所所在地	〒		
起業形態	<input type="checkbox"/> 1 個人事業 <input type="checkbox"/> 2 株式会社 <input type="checkbox"/> 3 合同会社 <input type="checkbox"/> 4 合資会社 <input type="checkbox"/> 5 合名会社		
創業日	年 月 日	営業開始日	年 月 日

年 月 日

鶴岡市長

様

申請者 住 所
名称及び
代表者氏名

補助事業取得財産の処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付（変更）決定通知のあった鶴岡市新規創業等支援補助金事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、令和7年度鶴岡市新規創業等支援補助金交付要綱第10項の規定により承認くださるよう申請します。

- 1 品目及び取得年月日
- 2 処分の理由
- 3 処分の方法
- 4 取得価格及び時価